



# **立地手順・基準の考え方等について —前回作業部会の御意見を踏まえた対応—**

2015年 7月 22日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## ● 第12回作業部会での主な御意見

- 1) 手順基準がルール化されることが公正・透明性につながる
- 2) 公募と協力要請を並行して進めることは、公正・透明性の点からも重要
- 3) 募集方法について高レベルでは公募を止めたが、研廃処分では残すのか
- 4) 受入を表明した首長が交代して受入を止めるとした場合に柔軟に対応できるのか
- 5) 自治体との勉強会がスタート地点であるが、非常に早い段階で住民を巻き込んだ方がよいと世界的に指摘
- 6) 勉強会という名称より意見交換会と言ったような名称が良い
- 7) 「適切な運営が整えられると考えられる地点」の考え方について
- 8) 「自治体との協議により、対象とする放射性廃棄物の量と種類については柔軟に対応することも考慮する」とあることに対して、対象廃棄物全体が確実に埋設できるようにしたい

## ● 第12回作業部会での主な御意見を踏まえた立地手順の基本的考え方

- 研究施設等廃棄物の埋設に係る立地の選定は、基本方針に示されているように、手続きの透明性、公正な選定を行うことを基本として、立地手順・基準を実施計画に定めて実施する。
- この際には、地方自治体の負担軽減、迅速で合理的な埋設事業の推進等の観点から、国と機構から地方自治体への協力要請を行うことを基本とし、協力要請による立地の選定の状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて埋設事業に係る意見交換会等への関心を有する基礎自治体の募集も行う方式とする。
- 協力要請を行う地方自治体の選定は、立地基準項目である安全性、環境保全、経済性・利便性、社会的要件を考慮して埋設事業の適切な運営が整えられると考えられる地点を選定する。
- 協力要請後は、地域にあった地域共生策を図るとともに、自治体のみならず地域住民の方々へのきめ細かい情報発信、地域の意向を踏まえた意見交換会等への対応を行い、埋設事業が着実かつ適切に実施できるように対応する。また、安全の確保、事業の透明性、地域との共生に努め、自治体の信頼を図りながら事業を着実に推進する。
- 自治体との協議により対象とする放射性廃棄物の量と種類について柔軟に対応を考慮する際には、全廃棄物の埋設処分に係る全体計画に留意した上で適切な事業計画とし、残された廃棄物の処分単価が現状設定している単価から大幅に増加することにならないよう、事業に必要な用地面積の割り当て、施設配置の工夫、事業計画の再検討により対応するとともに、廃棄物の輸送・処理も含めて全体として合理化を図るよう努めたい。

# 立地手順の構造概要

埋設事業に係る立地の申し入れまでの手順は、A.埋設事業の適切な運営が整えられると考えられる地点を抽出して地方自治体へ協力要請する方式（なお、自治体との協議により、対象とする放射性廃棄物の量と種類については柔軟に対応することも考慮\*）とし、協力要請による立地の選定の状況や社会情勢等を踏まえて、必要に応じて B. 埋設事業に係る意見交換会等への関心を有する基礎自治体を募集して、検討対象地点の具体化、立地基準に基づく選定を経て、地方自治体への協力要請する方式、により地方自治体の了解手続きに移行する流れとする。

\*第一期事業において埋設処分を行う量の見込みとして提示した全廃棄物が埋設処分可能となるよう全体計画に留意する。

1

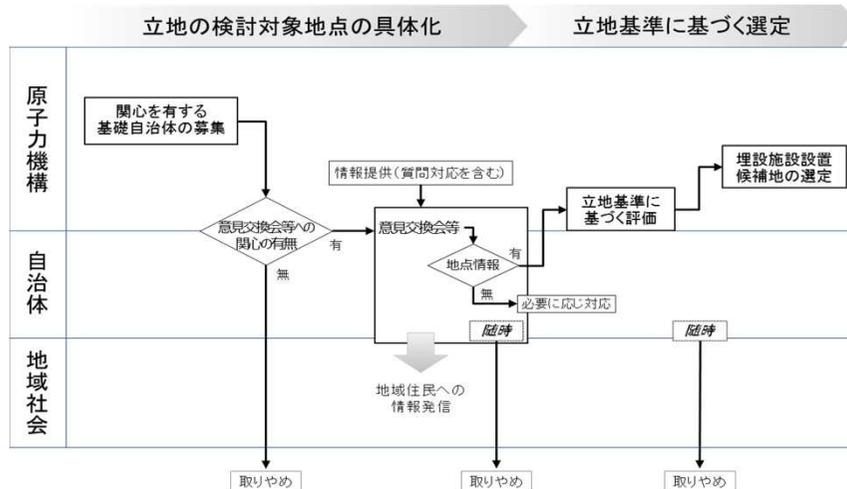
## 埋設事業に係る立地の申し入れまでの手順

### A. 埋設事業の適切な運営が整えられると考えられる地点への協力要請

（埋設施設の立地の選定に係る基準項目である安全性、環境保全、経済性・利便性、社会的要件を考慮）

協力要請による立地の選定の状況や社会情勢等を踏まえた手順

### B. 埋設事業に係る意見交換会等への関心を有する基礎自治体の募集



2

立地の  
申し入れ

3

地方自治体の  
了解手続き

4

適合審査

既に原子力施設に対して地方自治体との間で既存の手続きの仕組みが存在する場合にはその規定に準ずる

第12回作業部会での御意見		対応の考え方
事業計画について	廃棄物の処理・輸送も含めた全体的な体制整備が必要	<p>具体的な立地の状況を踏まえた上で、各発生者（機構の各拠点含む）から廃棄体等の搬出計画及び機構以外の発生者からの廃棄体等に受託処分の計画について、各者のバランスを考慮して取りこぼしが無いよう調整を図る。</p> <p>この際には、RI協会及びRANDECとの間で「研究施設等廃棄物連絡協議会」を設置し、技術的な検討及び埋設事業に係る調整を実施しているところ（前回資料12-3参照）であり、このような場を通じて全体計画の調整を図って参りたい。また、これらの調整を踏まえて、埋設事業の進展に応じて事業計画（廃棄体の受け入れ計画や埋設施設の増設計画等）を適宜見直し、事業全体が確実に進捗するよう対応する。</p> <p>なお、事業に進捗に応じて、発生者への事業に係る説明会を開催し、輸送処理体制も含めて、各発生者の御意見を伺いながら事業を進めて参りたい。</p>
情報発信について	HLWとLLWの違いについても知られておらず、知識の普及に努めて欲しい。	国と協力しながら、廃棄物の発生者及び関係事業者を通じた知識の普及方策、例えば、ご意見のあった機構の埋設事業webサイトへのリンク等を推進する。なお、埋設事業を分かり易く紹介する動画の配信の検討や埋設事業webサイトでの研究施設等廃棄物の特徴や事業対象範囲についてより明確化を図る等も実施する。
	立地地域への情報発信	立地確定後は、自治体のみならず地元の方へのレター発信やきめ細かい情報提供に努める。
地域共生策	立地確定後の地域との調整による地域共生策の検討が重要。例えば、地域共生策のカタログ等の検討と提示	研究開発機関としての特徴を考慮した立地共生策についてはこれまでも一般的な内容及び在り方について検討を進めてきたところ（例えば、産学連携等の事例として、全国の地域イノベーションの事例や原子力機構の技術を活用した地域連携事例の調査に基づく、原子力機構の担うべき役割・活動のあり方について取り纏め）。今後は、立地の協力要請の手順と並行して、地域にあった具体的な地域共生策について協議できるよう検討を進める。
安全規制対応について		今後の安全規制制度整備について、必要な知見を提供するなど規制当局の検討に協力するとともに、地域住民が安心して立地の受入れができるよう安全のわかりやすい考え方について情報提供に努めていく。